

高知工科大学講堂使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知工科大学講堂使用規程（以下「規程」という。）第14条に基づき、高知工科大学講堂の使用に関し必要な事項を定める。

(使用料)

第2条 規程第4条に基づき、講堂の使用料は、別表に定める額とする。

(使用料の減免)

第3条 規程第5条により使用料を減免できる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国、地方公共団体又はその他の公共的団体が、主催する場合

(2) 高知工科大学が、共催又は後援を行う場合

(3) 本学教育研究のために有益であるもの

(4) 本学教員が使用の許可を受ける会議等の開催に深く関与していること。

2 減免を希望する場合は、使用の許可について申請する際に、その理由を明記した使用料減免申請を提出し、減免について学長の許可を受けなければならない。

別 表

(1) 講堂基本使用料

区 分	午 前 (9 時～12 時)	午 後 (13 時～17 時)	夜 間 (19 時～22 時)	全 日 (9 時～22 時)
入場料を徴収しない場合又は 2,000 円以下の入場料を徴収する場合	13,000 円	16,300 円	13,000 円	35,700 円
2,000 円を超える入場料を徴収する場合	32,500 円	35,700 円	32,500 円	55,300 円

備考1 この表において「入場料」とは、講堂の利用者が入場料、会費その他名称のいかんを問わず、講堂を利用して行う催物1回について入場者1人から徴収する対価をいい、入場料について2以上の区分がある場合には、そのうちの最高額のものをいう。

2 使用料の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。なお、専ら練習、準備等のために利用する場合の使用料は、基本使用料の額と時間外使用料の額の70%に相当する額とする。（使用料に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）

3 午前から午後等引き続き利用する場合の使用料の額は、それぞれの使用料の額の合計額から、入場料を徴収しない場合又は2,000円以下の入場料を徴収する場合は

3,300 円を、2,000 円を超える入場料を徴収する場合は 22,700 円を、それぞれ差し引いた額とする。

4 時間外の使用についての使用料は、利用時間 1 時間につき 3,300 円とする。ただし、引き続き 2 日以上にわたって利用する場合においては、単に舞台装置等を保管するだけのために利用する間の時間は、含まないものとする。

(2) 設備使用料

空調設備使用料	2,700 円／時間
演出照明持ち込み使用料	2,200 円／時間
音響・照明調整室使用料	2,000 円／時間
ピアノ使用料	11,500 円／日

※上記 (1) (2) の使用料は消費税相当額を含む。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(様式 1) [高知工科大学講堂利用許可申請書](#)

(様式 2) [高知工科大学講堂利用許可書](#)